

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	10	担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法施行令	根拠条項	第20条	許認可等の内容	准看護師養成所指定取消申請	
<p>(根拠規定)</p> <p>保健師助産師看護師法施行令第17条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書とその所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>同施行令第20条により、令第17条の規定は准看護師養成所について準用し、准看護師養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は申請書を都道府県知事に提出しなければならないと読み替える。</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則第10条 令第17条(令第20条において準用する場合を含む)の申請書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 指定の取消しを受けようとする理由</li><li>2 指定の取消しを受けようとする予定期日</li><li>3 在学中の学生又は生徒があるときはその措置</li></ol>						